

留寿都村賃借料参考資料

1. 畑の賃借料

令和5年4月1日現在

農地の区分		賃借料 円/10 a	備 考		
西部	最高	10,861	壤土・地力	上・栽培条件	良・一般畑作栽培
	平均	7,686	〃 〃	中 〃	並 〃
	最低	3,474	〃 〃	下 〃	やや否 〃
中央	最高	10,526	壤土・地力	上・栽培条件	良・一般畑作栽培
	平均	7,754	〃 〃	中 〃	並 〃
	最低	3,333	〃 〃	下 〃	やや否 〃
東部	最高	6,013	壤土・地力	上・栽培条件	良・一般畑作栽培
	平均	3,845	〃 〃	中 〃	並 〃
	最低	3,000	〃 〃	下 〃	やや否 〃

2. 農地の区分内訳

農地の区分	地 区 別 内 訳
西 部	三ノ原・南一線・南二線・南三線・五ノ原・北二線・北四線
中 央	八ノ原・向 丘・黒 田・知来別・市 街
東 部	御老円・高 福・旭 野・ 登 ・北 登・泉 川

3. 留意点

- (1) 標準小作料が平成21年12月15日に廃止されたことに伴う参考資料として、ご利用願います。
- (2) 賃借料(円/10 a)は、現在賃貸借契約中の面積と賃借料の平均値です。
- (3) 賃貸借契約をしようとするときは、原則として農業委員会の許可が必要であり、この許可を受けないで貸借をしても無効となります。
- (4) 賃貸借契約の解除、解約、合意解約をしようとする場合、農地法等に基づく諸手続きが必要となりますので、農業委員会にご相談ください。

留寿都村農業委員会